

## 仕 様 書

業 務 名	加納浄水場発生土有効利用処理業務委託
施 設 名	和歌山市企業局 加納浄水場
契 約 期 間	契約日の翌日から令和9年3月31日まで

本仕様書は、加納浄水場の浄水発生土を有効利用する業務委託について定めるものである。

なお、本仕様書の「甲」、「乙」及び「委託業務」、「運搬委託業務」というのは、本件契約書明示の「甲」、「乙」及び「委託業務」、「運搬委託業務」と同一とする。

第1条 委託業務は、乙の処理施設にて加納浄水場の浄水発生土を受け入れ、有効利用できる状態となるよう処理した上で、有効利用すること。

第2条 浄水発生土の所在地は次のとおりとする。

和歌山市松島408-1 和歌山市企業局 加納浄水場

第3条 本契約に係る委託業務に関する以下の書類を作成し、契約締結後速やかに提出し、甲の承認を受けなければならない。また、承認された書類を変更する場合も同様とする。

- (1) 循環型経済に配慮した事業計画書。
- (2) フローシート（製品等へ利用するにあたり、処理の工程がわかるもの）。
- (3) 和歌山県知事又は和歌山市長の産業廃棄物処分業の許可証（写し）。

第4条 浄水発生土の性状は次のとおりとする。

- (1) 浄水処理過程で発生した汚泥を濃縮・脱水したケーキ状の未破碎汚泥。
- (2) 通常の保管で、腐敗、揮発等の性状変化はない。
- (3) 他の廃棄物と混合等により生じる支障はない。

第5条 浄水発生土の予定数量は、480tとする。ただし、予定数量は近年の過去実績平均を基に設定したものであるため、天候等の不可抗力により浄水発生土の発生量の増減が見込まれるが、この発生量の増減は予見される範囲内であるものとし、予定数量の大幅な変動にはあたらないものとする。

しかし、発生量の減については、脱水機の故障や原水の水質悪化により浄水発生土が再資源化に適さないと判断された場合などは、それ以下となる可能性は十分に考えられる。

第6条 浄水発生土の搬入方法については、次のとおりとする。

- (1) 浄水発生土は、別途契約する運搬委託業務の受託者で搬入し荷降ろしを行う。
- (2) 搬入する車両は、10t積級で、ダンプングできる車両である。
- (3) 搬入は、土日祝日を除く。1日当り40tを予定している。
- (4) 甲より搬入量調整の指示があった場合は指示に従うこと。

第7条 浄水発生土を処理した数量は、運搬委託業務の受託者が提出した産業廃棄物管理票（マニフェスト）から算出する。

第8条 業務実施に関して事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに報告し、甲の指示に従わなければならない。

なお、委託業務実施中における作業員の事故については、乙がその責任を負わなければならない。

第9条 甲は必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況及び有効利用状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

第10条 本業務の履行期間は、運搬委託業務の受託者との契約締結後からとする。

第11条 浄水発生土受入の日程については、運搬委託業務の受託者と協議を行うこと。

第12条 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する津法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第13条 乙は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

第14条 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品・記録写真・計量票を提出すること。

第15条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以 上

## 業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、加納浄水場発生土有効利用処理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は0.1トン当たり、 円（うち消費税及び地方消費税分に相当する額 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後にその旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算出した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権留保)

第14条 甲は、本契約に関連する加納浄水場発生土有効利用運搬業務（以下「運搬委託業務（以下「運搬委託業務」という。）の契約が、令和8年9月30日までに成立しなかった場合、本契約を解除することができる。

2 甲は運搬委託業務の契約が締結された後、同契約期間中に同契約が解除された場合、直ちに本契約を解除することができる。

3 前二項に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず金銭の支払いを請求することはできない。ただし、第2項による解除の場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除通知)

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項、第13条第4項及び前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

3 甲が提供した情報により、廃棄物の収集運搬を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(乙の不完全履行責任)

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金等と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 産業廃棄物許可業者の事業範囲は産業廃棄物処分業許可証のとおりとする。

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

乙 住所  
氏名

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 加納浄水場発生土有効利用処理業務委託

2 委 託 番 号 23

3 担 当 課 上・工業用水道管理課（加納浄水場）

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年4月24日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。